

静岡県告示第112号

静岡県母子家庭等自立支援給付金事業支給要綱（平成15年静岡県告示第897号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
第2 給付金事業の種類 給付金事業の種類は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 高等職業訓練促進給付金等事業 高等職業訓練促進給付金は、県内町部に住所を有する母子家庭の母等で、通知別添2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱4 対象者に該当する者が、知事の指定する資格取得のため養成機関において<u>1年</u>以上のカリキュラムを修業する場合に支給する。高等職業訓練修了支援給付金は、県内町部に住所を有する母子家庭の母等で、通知別添2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱4 対象者に該当する者が、知事の指定する資格取得のため養成機関において<u>1年</u>以上のカリキュラムを修業し、その修業を終了した場合に支給する。 第4 給付金の額 給付金の額は、次のとおりとする。 (1) 自立支援教育訓練給付金については、次に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 ア 講座の受講を開始した日現在において雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）（以下「雇用保険法等」という。）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）又は特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育	第2 給付金事業の種類 給付金事業の種類は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 高等職業訓練促進給付金等事業 高等職業訓練促進給付金は、県内町部に住所を有する母子家庭の母等で、通知別添2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱4 対象者に該当する者が、知事の指定する資格取得のため養成機関において<u>6月</u>以上のカリキュラムを修業する場合に支給する。高等職業訓練修了支援給付金は、県内町部に住所を有する母子家庭の母等で、通知別添2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱4 対象者に該当する者が、知事の指定する資格取得のため養成機関において<u>6月</u>以上のカリキュラムを修業し、その修業を終了した場合に支給する。 第4 給付金の額 給付金の額は、次のとおりとする。 (1) 自立支援教育訓練給付金については、次に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 ア 講座の受講を開始した日現在において雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）（以下「雇用保険法等」という。）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）又は特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育

訓練給付金」という。)の支給を受けることができない支給対象者 当該支給対象者が講座の受講のために支払った費用 (入学料及び受講料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額 (当該額が20万円を超えるときの支給額は20万円とし、1万2,000円を超えないときは支給しないものとする。)

イ 講座の受講を開始した日現在において雇用保険法等の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金 (以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の支給を受けることができない支給対象者 当該支給対象者が講座の受講のために支払った費用 (入学料及び受講料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額 (当該額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときの支給額は修学年数に40万円を乗じて得た額 (当該額が160万円を超えるときは160万円)とし、1万2,000円を超えないときは支給しないものとする。)

訓練給付金」という。)の支給を受けることができない支給対象者

当該支給対象者が講座の受講のために支払った費用 (入学料及び受講料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額 (当該額が20万円を超えるときの支給額は20万円とし、1万2,000円を超えないときは支給しないものとする。)

イ 講座の受講を開始した日現在において雇用保険法等の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金 (以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の支給を受けることができない支給対象者 (ウに掲げる者を除く。)

当該支給対象者が講座の受講のために支払った費用 (入学料及び受講料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額 (当該額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときの支給額は修学年数に40万円を乗じて得た額 (当該額が160万円を超えるときは160万円)とし、1万2,000円を超えないときは支給しないものとする。)

ウ 講座の受講を開始した日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者 (当該講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に講座に係る資格を取得した者であつて、講座を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した (当該講座修了時点で就職等している場合を含む。)者に限る。)

当該支給対象者が講座の受講のために支払った費用 (入学料及び受講料に限る。)の額に100分の85を乗じて得た額 (当該額が修学年数に60万円を乗じて得た額

立 講座の受講を開始した日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」と総称する。）の支給を受けることができる支給対象者 <u>ア及びイ</u>に定める額から当該支給対象者が支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額とし、その額が1万2,000円を超えないときは支給しないものとする。 (2) 高等職業訓練促進給付金については、静岡県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第4に規定する資格を取得する修業の修業期間に相当する期間(当該期間が<u>48か月</u>を超えるときは、<u>48か月</u>)について月額10万円（同要領第6の(1)イに該当する者にあつては7万500円）を支給する。 (3) (2)の規定にかかわらず、(2)の修業期間に相当する期間の最後の<u>12か月</u>については、月額14万円（静岡県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第6の(1)イに該当する者にあつては11万500円）を支給する。 (4) (略)	<u>を超えるときの支給額は修学年数に60万円を乗じて得た額（当該額が240万円を超えるときは240万円）とし、1万2,000円を超えないときは支給しないものとする。）</u> エ 講座の受講を開始した日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」と総称する。）の支給を受けることができる支給対象者 <u>アからウまでに定める額から当該支給対象者が支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額とし、その額が1万2,000円を超えないときは支給しないものとする。</u> (2) 高等職業訓練促進給付金については、静岡県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第4に規定する資格を取得する修業の修業期間に相当する期間(当該期間が<u>48月</u>を超えるときは、<u>48月</u>)について月額10万円（同要領第6の(1)イに該当する者にあつては7万500円）を支給する。 (3) (2)の規定にかかわらず、(2)の修業期間に相当する期間の最後の<u>12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）</u>については、月額14万円（静岡県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領第6の(1)イに該当する者にあつては11万500円）を支給する。 (4) (略)
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、公示の日から施行し、令和6年8月30日から適用する。ただし、第2(2)に係る改正規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 令和6年8月29日までに修了した当該受講に係る自立支援教育訓練給付金については、なお従前の例による。